

社会福祉法人大分県社会福祉事業団 再雇用制度規程（カムバック制度）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大分県社会福祉事業団職員就業規則第14条に基づき退職となった職員が復職を希望した場合に、再度、事業団で雇用できる制度であり、退職した職員を再度雇用することにより、経験や技能を活かし、さらなるサービスの質の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、社会福祉法人大分県社会福祉事業団を退職した者に適用する。

（資格要件）

第3条 次の各号のいずれにも該当する者であること

- （1） 採用後1年以上在職していた者
- （2） 退職時又は退職後に、再雇用を希望する旨を申し出た者
- （3） 再雇用する年度の末日において年齢が60歳未満である者
- （4） 退職時病気療養に該当することによる離職の場合は、医師又は産業医から再雇用後の職務遂行に問題がないと認められていること

（手続き）

第4条 再雇用を希望する場合は、次の各号の手続きを行うものとする。

- （1） 再雇用を希望する者は、退職時又は退職後に、退職理由及び再雇用を希望する旨を「再雇用（カムバック）制度登録申請書」により法人本部事務局に申し出るものとする。
- （2） 法人は申出者のうち第3条の資格要件を満たす者を「再雇用（カムバック）希望者登録名簿」に記録するものとする。
- （3） 申出者は就労が可能となった場合、法人本部事務局に採用希望時期を申し出るものとする。
- （4） 再雇用制度登録者は、登録内容に変更が生じたときには速やかに法人本部事務局に申し出るものとする。

（採用）

第5条 再雇用にあたっては、次の各号の手続きにより採用を行うものとする

- （1） 法人は、再雇用制度登録者から応募があった場合は、本人の経験、能力等を勘案し、優先的に採用するよう努めるものとする。
- （2） 再雇用制度登録者から応募があった場合の選考は面接を実施する。
- （3） 応募できないものは以下のとおりとする。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(再雇用時の処遇及び給料)

第6条 再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、総合職又は一般職の別、職等を維持するよう努める。給与規則第6条に規定する職務の級及び号給は、その者の退職時の職務の級に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、本人の希望、事業所の業務や人員の状況等を踏まえ決定する。

(1) 退職時の職務の級が1級であった者

再雇用時の職務の級は1級とし、号給は、退職時のものとする。ただし、退職時に総合職であった者を一般職として再雇用する場合は、退職時の号給と同じ額の一般職給料表の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

(2) 退職時の職務の級が2級であった者

再雇用時の職務の級は1級とし、号給は、退職時の号給を基準とする。その決定については、在職時2級へ昇格した日の前日に受けていた号給から、2級に昇格後の昇給の回数に応じて昇級させた号給とする。ただし、退職時に総合職であった者が一般職として再雇用される場合は、在職時2級へ昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の一般職給料表の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)から、2級に昇格後の昇給の回数に応じて昇級させた号給とする。

(3) 退職時の職務の級が3級であった者

再雇用時の職務の級は2級又は1級とし、号給は、前号に準じた取り扱いをするものとする。

(再雇用後の配置・昇任・昇格等)

第7条 再雇用後の配置・昇任・昇格等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いをできることとする。

(再雇用者への教育訓練)

第8条 法人は、再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努めるものとする。

(再雇用者の勤続年数)

第9条 年次有給休暇、退職金、勤続表彰、昇任、昇格等の算定における勤続年数の計算は、原則として再雇用

時から起算するものとする。

(再雇用時の条件付期間)

第10条 再雇用職員の採用は条件付とし、その取扱いについては、職員就業規則第7条に定めるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めのない事項については、関係法令によるほか理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。